

にのみやジェンダー平等プラン

～ 第3次二宮町男女共同参画計画 ～

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度



二宮町

はじめに

二宮町では、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成15(2003)年に「二宮町男女共同参画プラン」、平成25(2013)年に「第2次にのみや男女共同参画プラン」を策定し、平成29(2017)年には中間見直しの改定を行い、男女共同参画社会の実現に向け、これまで様々な施策を推進してきました。

この間にも少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化、働き方などの変化が進む中、新型コロナウイルス感染症に係る様々な影響により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。そのような中で、性別にかかわらず、すべての人が自らの意志に基づいた生き方を選択でき、一人一人が個性や能力を発揮できるジェンダー平等社会を創り上げていく必要があります。

国際的にも平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となる持続可能な開発目標(SDGs)のゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられるなど、これまで以上にジェンダー平等への意識が高まっています。

このような状況を背景に、時代の変化に対応した、令和5(2023)年度から令和 14(2032)年度の向こう10年間を目標年次とする、「にのみやジェンダー平等プラン～第3次二宮町男女共同参画計画～」を策定し、将来像として「多様性を認め合い、自分らしくいられるまち 湘南にのみや」を掲げました。

今後も、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場においてジェンダー平等社会を推進するため、町民の皆さまや事業者の皆さま、関係機関等とより一層の連携を深めながら、様々な施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたりまして、ご協力いただきました「第3次二宮町男女共同参画プラン策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、関係者の皆さま、町民意識調査等にご協力いただいた町民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和5(2023)年3月

二宮町長 村田 邦子

目次

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨	1
2. プラン策定の背景	2

第2章 プランの基本的な考え方

1. プランの位置付け	8
2. プランの期間	9

第3章 プランの内容

1. 将来像	10
2. 基本方針	10
3. 重点目標	11
4. プランの体系図	12

第4章 施策の内容

【施策1】 ジェンダー平等意識の普及啓発と教育	14
【施策2】 性の多様性への意識づくり	16
【施策3】 家庭生活・地域活動におけるジェンダー平等の促進	18
【施策4】 働く場におけるジェンダー平等の促進	20
【施策5】 政策・方針決定過程における女性の参画促進	22
【施策6】 防災分野におけるジェンダー平等の促進	24
【施策7】 多様な家庭の安心な暮らしの形成	26
【施策8】 心と身体健康づくり支援	28
【施策9】 あらゆる暴力の根絶	30
【施策10】 プランの推進体制の整備、推進活動への支援	32

第5章 プランの推進体制

34

第6章 資料

1. 第3次二宮町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	35
2. プラン策定経過	35
3. 関係法令	37

1 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

二宮町では、町民一人一人が多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15(2003)年3月に「二宮町男女共同参画プラン」を策定し、プランをより実効性があるものとするため、10年間の計画期間を3期に分け、期毎に具体的な事業を定めた実施計画を策定し、様々な取組を推進してきました。

平成 25(2013)年 4 月には、平成 25(2013)年度から令和 4(2022)年度までの10年間の計画期間とした「第2次にのみや男女共同参画プラン」(以下、「第2次プラン」という。)を新たに策定し、「男女が共に支え合う心豊かなまち 湘南にのみや」の実現に向けた施策や事業を進めてきました。

この間にも、少子高齢化や人口減少社会をはじめ、昨今の大規模災害、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢への影響は、私たちを取り巻く環境、日常に大きな変化をもたらしました。

また、国際的にみても、平成 27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となる持続可能な開発目標(SDGs)のゴール5に「ジェンダー※平等の実現」が掲げられるなど、これまで以上に男女共同参画の推進、ジェンダー平等への機運の高まりを見せています。

さらに、性別にかかわらず、誰もが生きやすい多様な生き方や考え方を互いに認める「多様性」を尊重する社会の実現が求められていることを踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら、より推進・発展させるための施策を加えた「にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～」を策定します。

※「ジェンダー」:社会的・文化的に形成された性別

◆ジェンダーとSDGs(持続可能な開発目標)◆

2015年9月に日本を含む193の国連加盟国の合意のもとに採択された「持続可能な開発目標:SDGs」。世界が直面する様々な問題に対し、2030年までに達成を目指す国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念を掲げ、

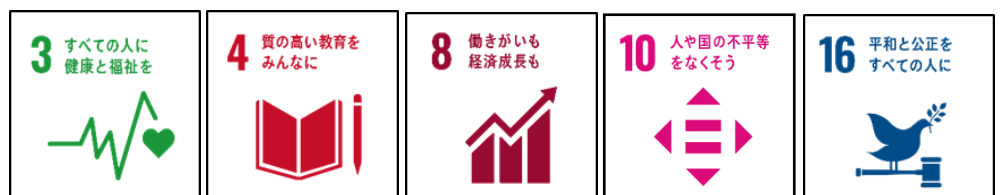
5 ジェンダー平等を実現しよう



17のゴールと169のターゲットがあり、ゴール5に「ジェンダー平等を実現しよう」が位置付けられています。

なお、ジェンダー平等社会の実現には、他のゴール(保健・教育・就業機会・平等等)を達成することも非常に重要となります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



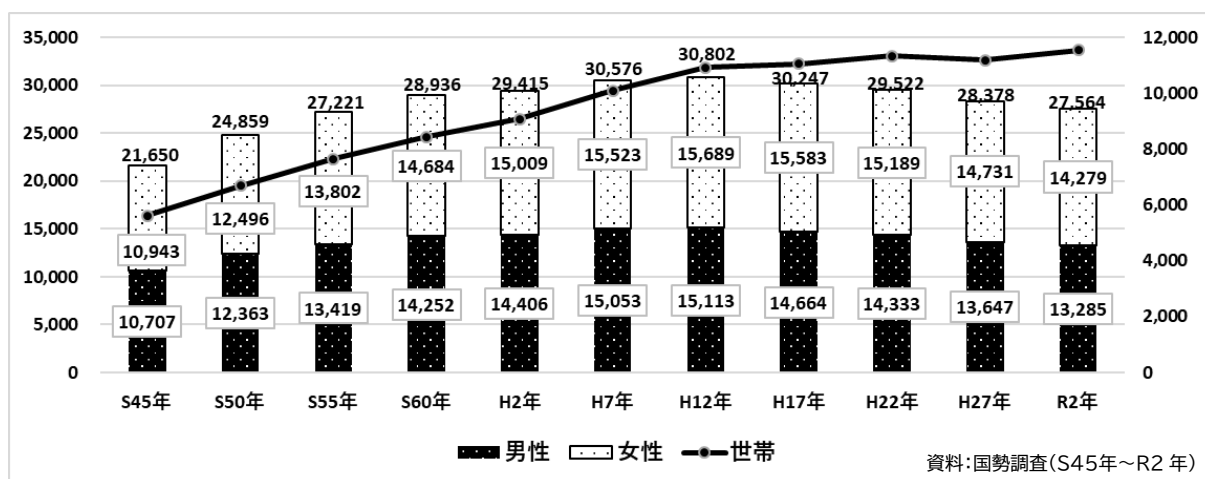
2. プラン策定の背景

1. 二宮町を取り巻く環境

(1) 人口と世帯数の推移

二宮町の人口は、全国的な人口動態と同様に平成12年調査をピークに減少傾向にあり、令和2年の人口は約 27,500 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 42(2060)年には 14,376 人までに減少していくものと想定されています。一方で、人口減少傾向に対し世帯数は平成22年まで増加したものの、それ以降は横ばいとなっていることから、少人数世帯化が進行しているとみられます。

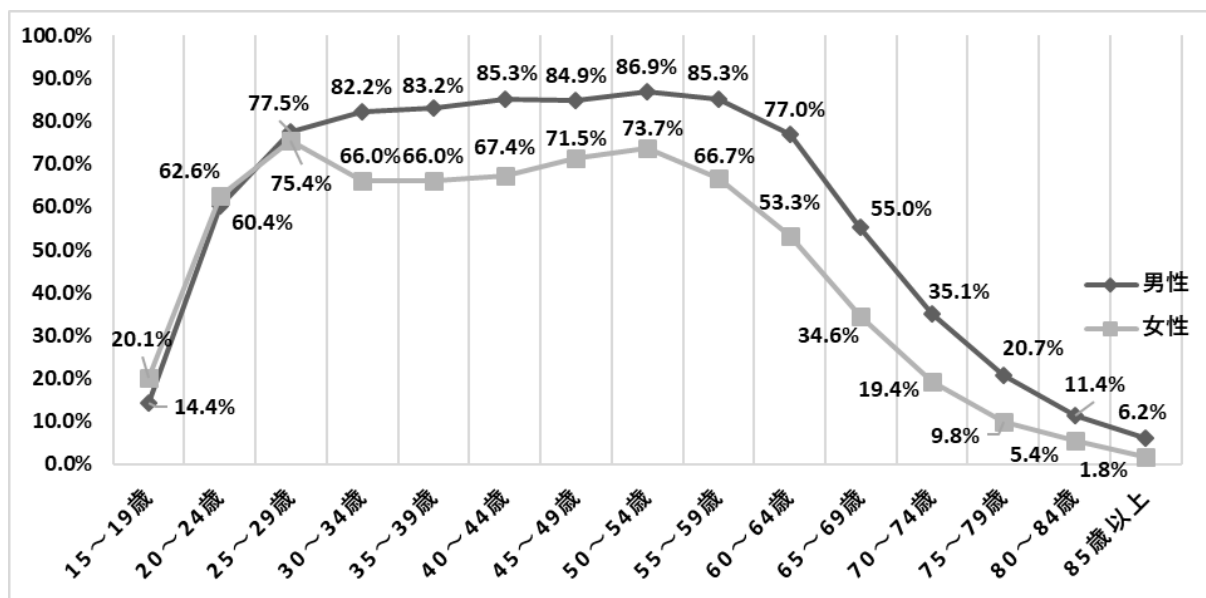
二宮町の人口と世帯数の推移(昭和45年～令和2年)



(2) 年齢別就業率の状況

二宮町の女性の年齢別就業率は、全国的な傾向と同様に、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあります。

二宮町の年齢別就業率(令和2年)



2. ジェンダー平等をめぐる状況

(1) 町民意識調査の概要

令和3(2021)年7月～8月に「ジェンダー平等プラン」策定の基礎資料として活用するため、「男女共同参画に関する町民意識調査」(以下、「町民意識調査」)を実施しました。

① 調査の目的

町民が日頃感じている男女共同参画に関する考え方やその現状、また、プラン推進の成果や意識の浸透度を把握し、次期プラン策定の基礎資料を得ること

② 調査の対象

二宮町在住(令和3年6月1日現在)の満18歳以上の1,000人(男性500人、女性500人)を住民基本台帳から無作為抽出)

③ 調査期間

令和3年7月26日(月)～8月16日(月)の3週間

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布件数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	297 通 (男性 39.7% 女性 59.3% その他 1.0%)	29.7%

「町民意識調査」の全ての結果については、町ホームページよりご覧いただけます。

町ホームページ



二宮町 男女共同参画 調査



検索バーでご検索ください。



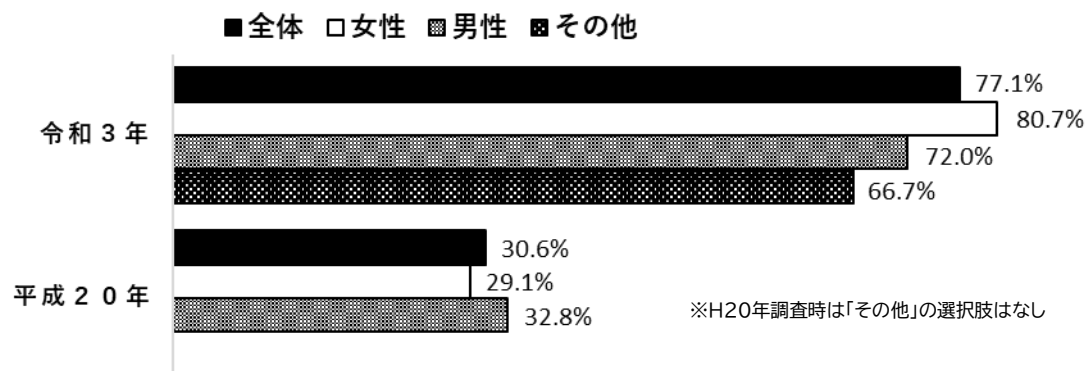
©東京ハイジ/二宮町

(2) 町民意識調査結果

① ジェンダー平等に関する言葉(「ジェンダー」)の認知度について

「ジェンダー」については、全体の 77.1%の方が「知っている、聞いたことがある」と回答し、平成 20 年8月に二宮町で実施した調査結果の 30.6%より、46.5 ポイント上回っています。

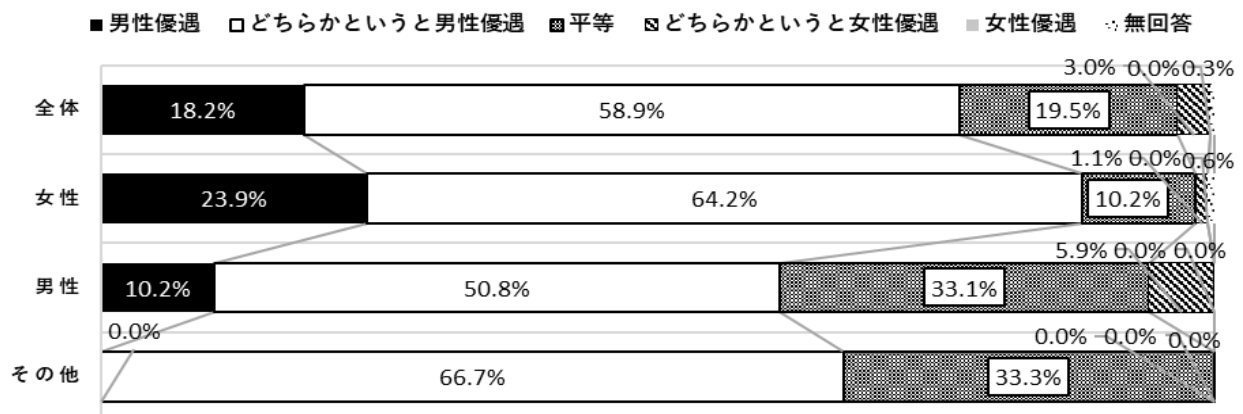
また、内閣府が令和元年9月に実施した調査結果の 55.8%より、21.3 ポイント上回っていることから、二宮町における「ジェンダー」への認知度が高まってきていることが分かります。



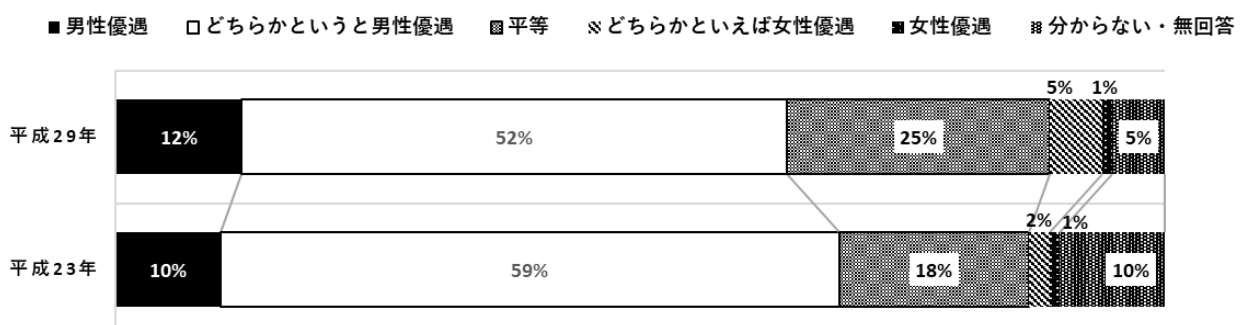
② 「社会全体」の男女の地位に関する意識について

社会における男女の地位の平等感については、「男性優遇」「どちらかというと男性優遇」が多く、依然として社会全体において男性優位であると感じている人が多い状況です。

また、経年比較をみても、二宮町において男女の地位の平等感が高まっていないことがうかがえます。

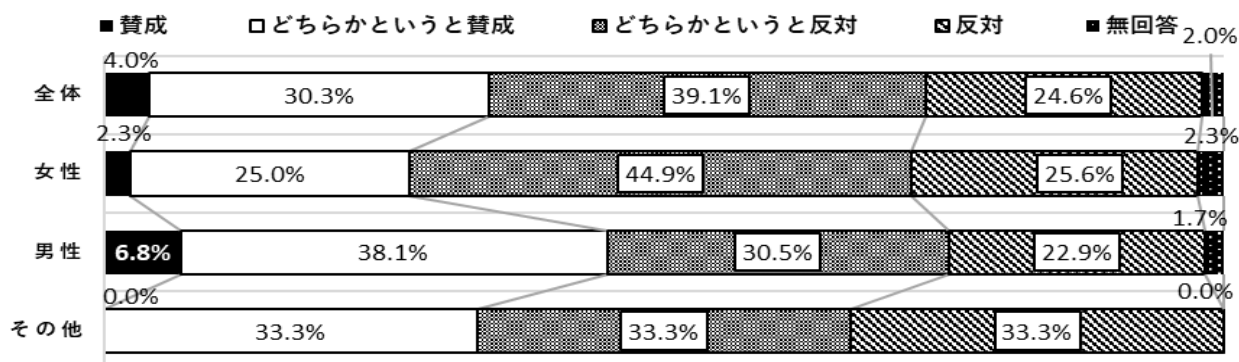


【経年比較】



③ 固定的性別役割分担意識について

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識については、「反対」（反対、どちらかという反対）と回答した方が、63.7%となっています。特に女性においては、男性より17.1ポイント高い70.5%であり、固定的性別役割分担意識を容認しない傾向が高いことがうかがえます。

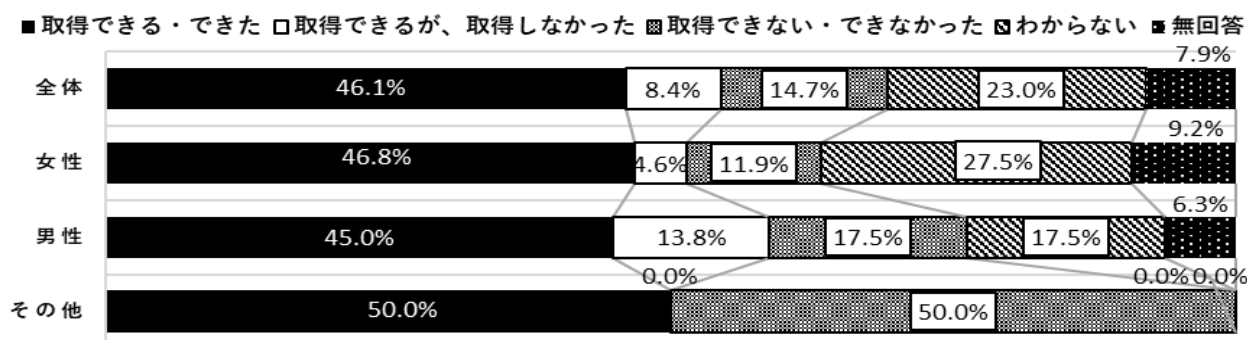


④ 育児休業・介護休業制度の利用状況について

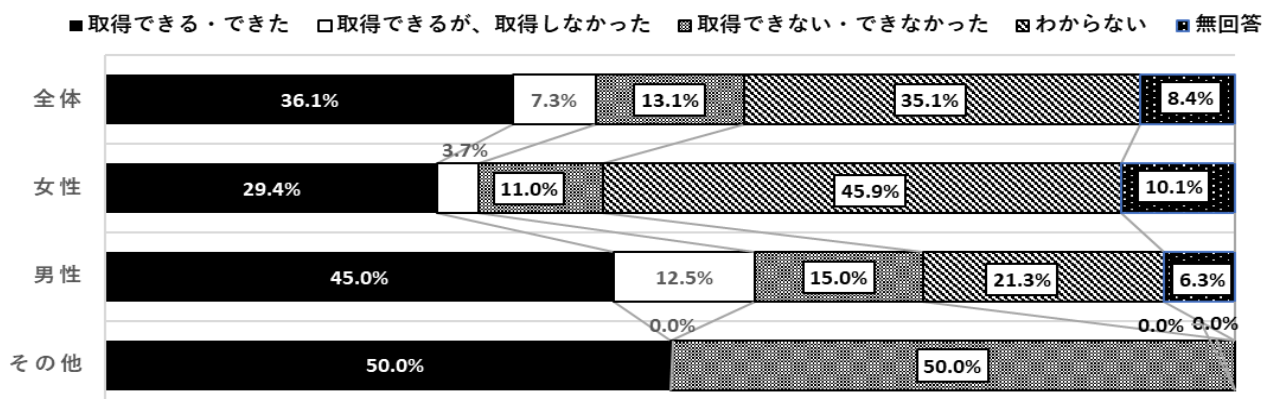
育児休業、介護休業ともに、「取得できる・できた」の割合が最も多く、育児休業については性別による構成比に大きな違いはありませんが、介護休業については性別による構成比が大きく異なり、男女によって置かれている状況に違いがあることが分かります。

また、平成29年の調査では、「制度や取組はあり、活用したことがある」と回答した方が11%であり、育児休業、介護休業ともに普及してきていることが分かります。

【育児休業】 ※回答者は現在仕事をしている方

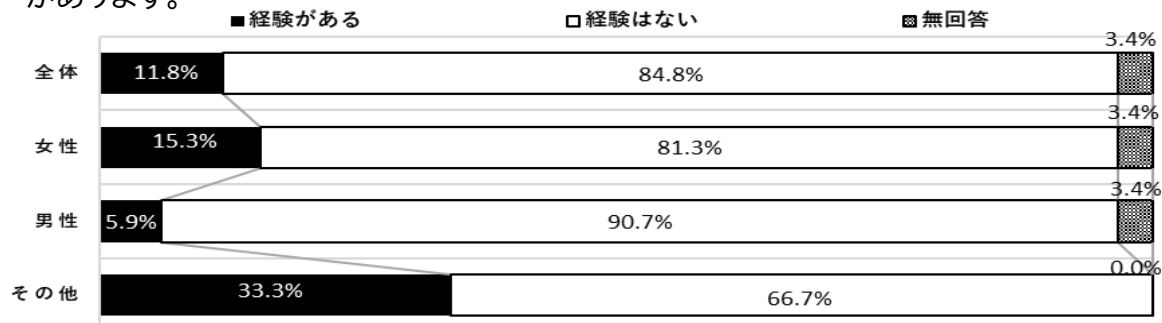


【介護休業】 ※回答者は現在仕事をしている方



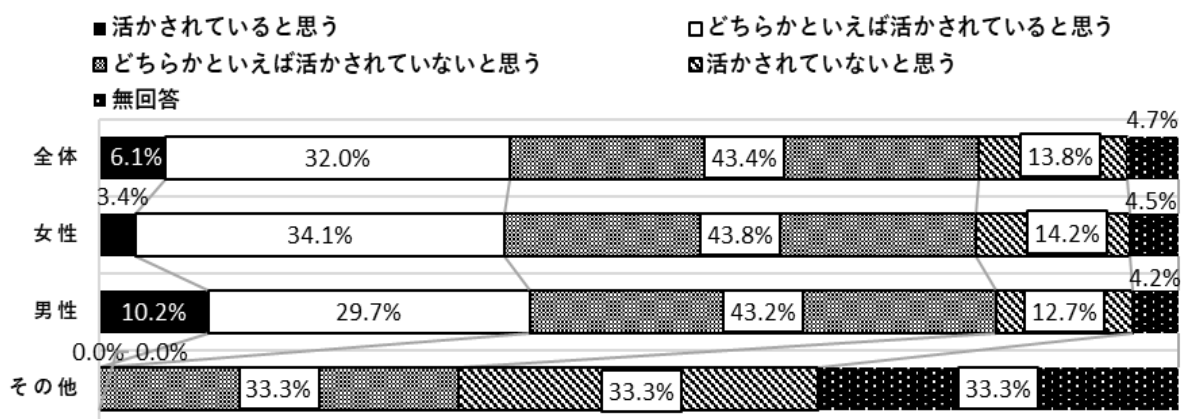
⑤ DV(ドメスティック・バイオレンス)について

全体の11.8%が「DV 行為を受けた経験がある」と回答し、男性も5.9%の方が「経験がある」と回答しています。一方で、DV 行為を受けた経験があると回答した方の68.6%が「だれ(どこ)にも相談をしなかった」と回答しており、相談窓口の周知、相談体制の充実を進めていく必要があります。



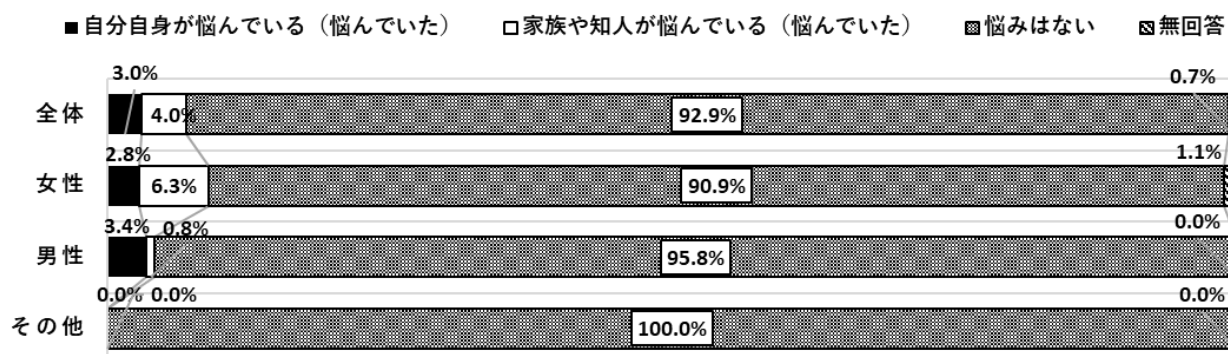
⑥ 防災に関する意識について

防災活動(物資の備蓄、防災訓練、避難所の運営計画等の防災対策)に女性の視点が活かされているかについて、「活かされていない」「活かされていないと思う」と回答した方は57.2%と、「活かされている」「活かされていると思う」と回答した方より19.1ポイント上回る結果となっており、日頃の防災活動に、女性の視点やジェンダー平等の視点が不足していることが分かります。



⑦ セクシュアル・マイノリティについて

民間調査※において、LGBT やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)等に該当すると回答した方が8.9%いるといった調査結果がありますが、二宮町においても「自分の身体の性や、心の性または性的指向に悩んだことがある」と回答した方は、全体の3%おり、「家族や知人が悩んでいる(悩んでいた)」と回答した方は4%となっています。 ※「電通ダイバーシティ調査・ラボ「LGBTQ+調査2020」



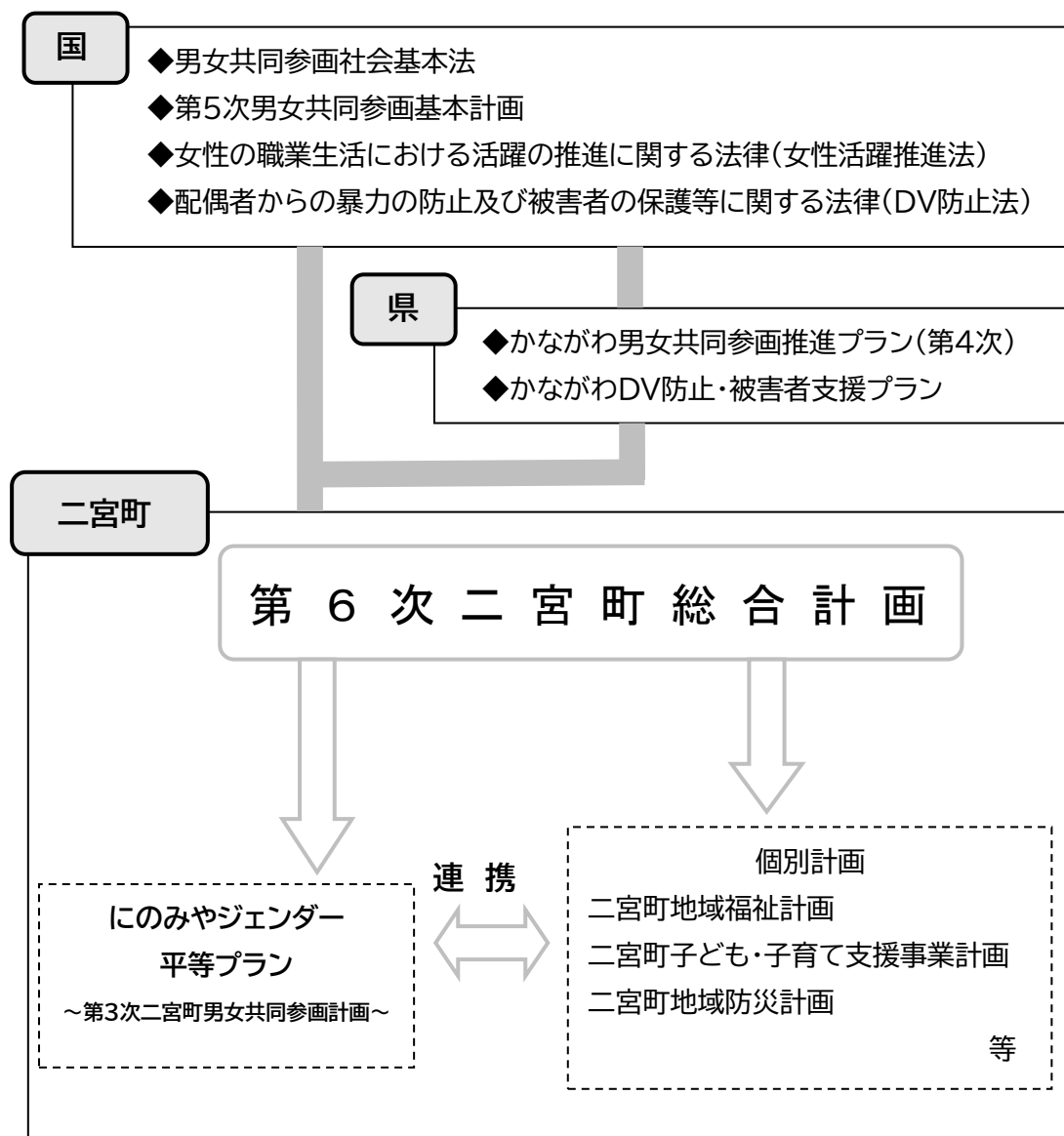


©東京ハイジ／二宮町

2 プランの基本的な考え方

1. プランの位置付け

- ◇ 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」にあたるものであり、本町が男女共同参画社会の形成を目指すにあたり指針となるものです。
- ◇ 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定された「市町村推進計画」を包含しています。
- ◇ 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定された「市町村基本計画」を包含しています。



2. プランの期間

本プランの計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度の10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に応じるため、策定から概ね5年後に見直しを行います。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)
第2次プラン	にのみやジェンダー平等プラン (第3次二宮町男女共同参画計画)			第4次プラン
		中間見直し		

◆二宮町男女共同参画シンボルマーク◆



子どもからお年寄りまで広く愛され、親しまれるよう、町の目指す「男女共同参画社会」の明るく元気な姿を描いたシンボルマークを平成19年に一般公募し、平成20年より活用を開始しています。

赤一色で作られたこのデザインは「さんぜんと輝く希望の太陽」と、認め合い、助け合い、分かち合う「男女の平等」を表したもので、力強く羽ばたき発展していく勇姿を象徴したものです。

このシンボルマークを周知し、チラシ、ポスター等の広報に活用しながら、男女共同参画の啓発活動を推進していますので、積極的にご利用ください。

3

プランの内容

1. 将来像

本プランでは「男女共同参画社会基本法」が目指す、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「ジェンダー平等社会」の実現を目指すとともに、以下の将来像を町のあるべき姿として掲げます。

多様性を認め合い、自分らしくいられるまち 湘南にのみや

2. 基本方針

「男女共同参画社会基本法」に定められた「男女共同参画社会の形成についての基本理念」をもとに、「将来像」を実現させるための基本方針を次のように定めます。

I 「意識の高揚」

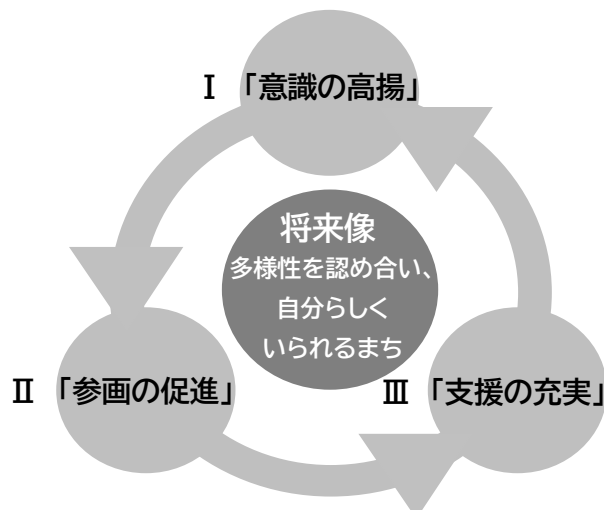
社会の様々な場面において、ジェンダー平等の視点に立った「ジェンダー平等意識」の普及啓発、情報発信を行い、「意識の高揚」を図ることで、将来像の実現を目指します。

II 「参画の促進」

社会のあらゆる分野で具体的な行動に結びついたジェンダー平等を推進し、機会の創出による「参画の促進」を図ることで、将来像の実現を目指します。

III 「支援の充実」

ジェンダー平等に関わる参画をより活発なものとするため、間接的なサポートや参画しやすい環境の整備による「支援の充実」を図ることで、将来像の実現を目指します。



3. 重点目標

(1)重点目標 1 ～啓発・理解促進・情報提供・イベント・講座・教育～

「ジェンダー平等や性の多様性への意識づくり」

ジェンダー平等意識を形成するための普及啓発を図るとともに、子どもからお年寄りの方までの幅広い世代に向けて、わかりやすい啓発を継続的に行うことで、世代間の認識の乖離を解消し、「ジェンダー平等」への理解を深めてもらうほか、人権尊重意識の向上を図ります。

また、性別にかかわらず、誰もが自分らしくありのままでいられるまちの実現を目指し、社会における多様な性への理解を促進するため、啓発をはじめ、積極的な情報発信を行います。

(2)重点目標 2 ～行政・各種団体等の具体的な活動・参画促進～

「あらゆる分野へのジェンダー平等の促進」

家庭生活、地域活動、職場、防災等、社会のあらゆる場面、様々な分野へのジェンダー平等や機会均等の促進を図ります。

地域や家庭にいまに残る「性別役割分担意識」の解消や、職場におけるジェンダー平等意識の啓発をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの視点や多様なライフスタイルの選択ができる働き方の見直しに向けた啓発を行います。

審議会等への女性委員の積極的な登用を図ることで、これまで男性の意見に偏りがちだった「政策・方針決定の場」への女性の参画を促進して意見を反映するとともに、「女性活躍推進」のもと、女性の意識や能力を発揮できるような学習機会、相談機会を図ります。

また、防災の分野においても「ジェンダー平等」の意識を高め、性別にとらわれることなく多方面の視点に配慮し、総合的な防災対応力の向上を図ります。

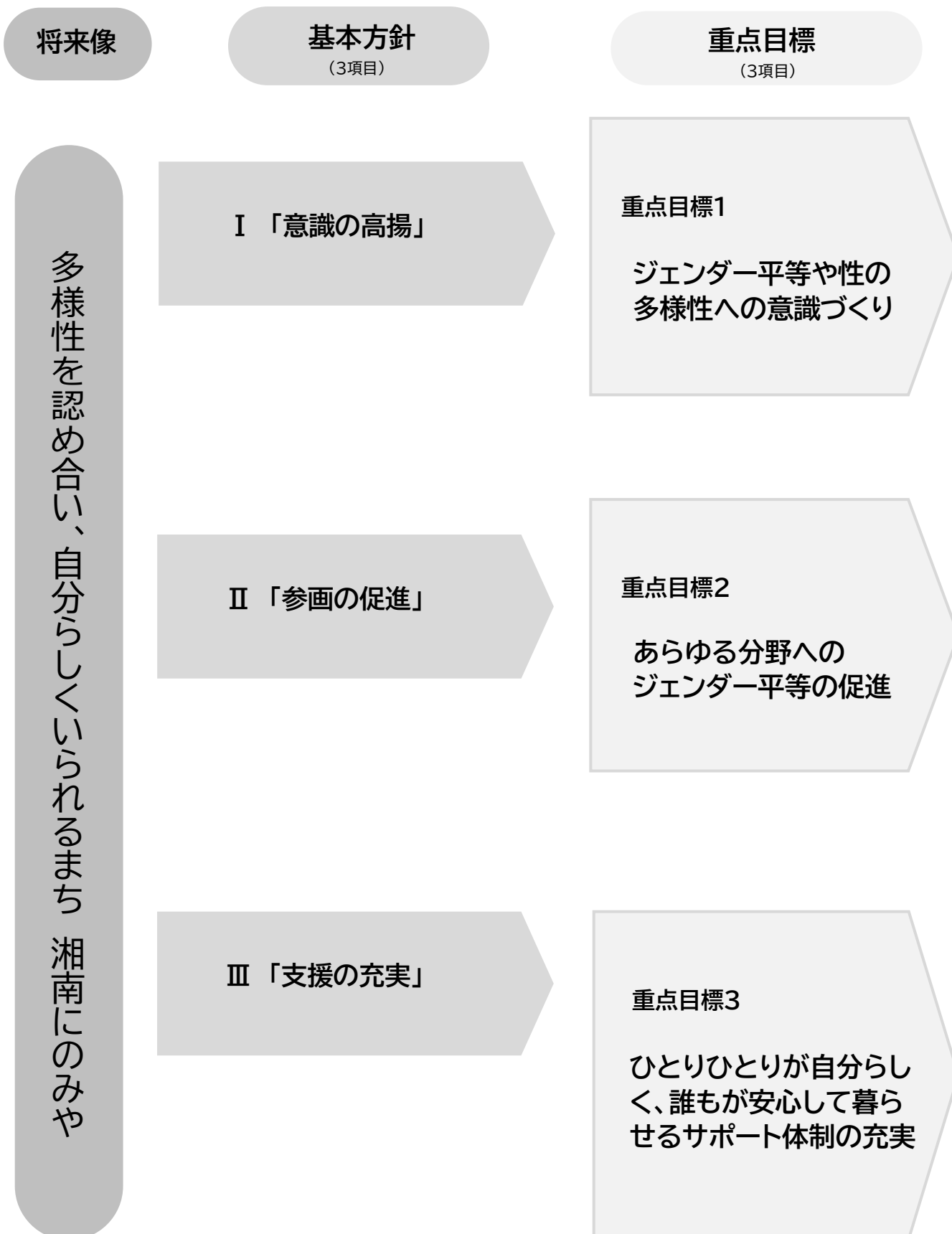
(3)重点目標 3 ～サポート体制の充実～

「ひとりひとりが自分らしく、誰もが安心して暮らせるサポート体制の充実」

町民ニーズの高い「子育て」や「介護」に関わる支援体制の充実を図るとともに、「人生 100 年時代」を見据えた健康づくりや相談体制の充実等、誰もが安心して暮らせるサポート体制の整備を図ります。

また、増加を続けるDVやデートDVの防止、様々なハラスメントの防止のための啓発をはじめ、多岐に渡って複雑な事情を抱える家庭に対して、支援・相談体制の充実を図ります。

4. プランの体系図



施 策

(10 項目)

施策の方向

(22 項目)

(1) ジェンダー平等意識の普及啓発と教育	① ジェンダー平等意識の啓発推進 ② 人権尊重・意識向上に向けた啓発	P15
(2) 性の多様性への意識づくり	③ 性の多様性の理解、啓発	P17
(3) 家庭生活・地域活動におけるジェンダー平等の促進	④ 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革 ⑤ 男性の家事、育児、介護への参加促進 ⑥ 地域社会への参画促進	P19
(4) 働く場におけるジェンダー平等の促進 ○	⑦ 「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組 ⑧ 女性活躍の推進	P21
(5) 政策・方針決定過程における女性の参画促進	⑨ 町職員における女性管理職登用の推進 ⑩ 審議会等における女性参画の推進	P23
(6) 防災分野におけるジェンダー平等の促進	⑪ ジェンダー平等に配慮した避難所等の運営 ⑫ 自主防災組織への女性参画と女性リーダーの育成	P25
(7) 多様な家庭の安心な暮らしの形成	⑬ 多様なニーズに対応した子育ての支援 ⑭ 高齢者の暮らしの支援 ⑮ 多様な家庭への支援体制の整備	P27
(8) 心と身体の健康づくり支援	⑯ ライフステージに応じた健康管理 ⑰ 「人生 100 年時代」の生涯を通じた健康づくり	P29
(9) あらゆる暴力の根絶 ◇	⑱ 配偶者等からの暴力防止、DV被害者への支援 ⑲ あらゆるハラスメントの防止 ⑳ 犯罪被害者等に対する支援	P31
(10) プランの推進体制の整備、推進活動への支援	㉑ 施策の推進と管理の充実 ㉒ 町民、町民活動団体等への支援	P33

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画

◇ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める市町村推進計画

【施策1】 ジェンダー平等意識の普及啓発と教育



ジェンダー※平等社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人一人が、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

しかし、社会全体を見渡すと、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」といった性別による固定的な役割分担意識が依然として残り、社会のあらゆる分野でいまだに男性を中心とした仕組み、また、「アンコンシャス・バイアス※(無意識の思い込みや偏見)」による表現や言動が存在しています。

ジェンダー平等社会の実現に向け、幼少期から人権尊重や男女の相互理解、多様な価値観を認め合うダイバーシティ※(多様性)への理解を基盤としたジェンダー平等についての理解を深め、町民一人一人の多様な価値観、生き方等が尊重され、それぞれが個性と能力を発揮できる社会を目指します。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
「ジェンダー」の認知度	地域政策課	—	77.1%	90%	100%

◆「ジェンダー(Gender)」…「男らしく、女らしく」といった社会的・文化的につくられた性別、性差。生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別される。

◆「アンコンシャス・バイアス」…誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識のバイアス」等と表現されることもあり、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていくもの。

◆「ダイバーシティ(Diversity)」…多様性のこと。性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

施策の方向

① ジェンダー平等意識の啓発推進

ジェンダー平等社会を実現していくため、学校、家庭、地域等のあらゆる場と機会において、男女がともに多様な生き方を選択することができ、そしてジェンダーに気づき、自身の問題として捉えられるよう、あらゆる分野において普及啓発をしていきます。

また、性別、年齢を問わず、様々な人が個性と能力を発揮することの大切さ、ジェンダー平等を学ぶことができる場と機会の充実を図ります。

No.	項 目	概 要	担当課
1	男女共同参画講演会等の開催	町主催の講演会、町民団体の意見や企画を取り入れたフォーラム等を開催します。	地域政策課 生涯学習課
2	ジェンダー、男女共同参画に関する図書等の収集、情報提供	図書館で、関係図書等を収集します。また、毎年6月「男女共同参画週間」の期間中においては、特設コーナーを設け、情報提供します。	生涯学習課 地域政策課
3	学校教育におけるジェンダー平等教育等の実施	教育関係者に対し、ジェンダー平等や性教育を含めた人権教育等を進めるための研修を実施し、性別にとらわれない個性や正しい性の知識、能力の適性を活かした教育活動を行うことで、児童生徒の人権の尊重、ジェンダー平等、性に対する理解を深めていきます。	教育総務課 生涯学習課

② 人権尊重・意識向上に向けた啓発

誰もが多様な生き方を選択できる社会の実現には、一人一人の人権が守られることが重要です。また、セクシュアル・マイノリティへの差別等、様々な人権課題の解消に向け、町職員の人権に対する意識向上も含め、広く意識啓発に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
4	人権講演会、研修等の開催	セクシュアル・マイノリティへの差別等をはじめとした様々な人権課題の解決に向けて、町主催の講演会や研修等を開催します。	地域政策課 生涯学習課

【施策2】 性の多様性への意識づくり



セクシュアル・マイノリティの方々は、周囲の無理解や偏見によって悩みや生きづらさを抱え、生活の様々な場面で困難に直面する等、ありのままの自分を表現することが難しい状況にあります。

すべての人々が、自分らしく生きていくためには、差別や偏見につながらないように十分に配慮しながら、社会全体が互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が発揮されるような多様性を尊重する基盤づくりを進めることが大切です。

このような状況を踏まえ、町では「誰もが自分らしくありのままでいられるまちの実現」を目指し、令和4(2022)年4月から「二宮町パートナーシップ宣誓制度※」を開始しました。

行政が、LGBTQ※を支援する人、応援する人「ALLY(アライ)」であることを発信することで、町民や事業者の方々等に多様な性への理解が広がり、当事者の悩みや生きづらさが少しでも解消され、自己肯定感を高めることにつながっていくことを期待するものです。社会全体が互いの多様性を尊重し、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現を目指していきます。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
「LGBT(Q)」の認知度	地域政策課	—	82.2%	90%	100%
「パートナーシップ宣誓制度」の認知度	地域政策課	—	57.0%	90%	100%

◆「LGBTQ」・・・次の頭文字の一つずつを組み合わせたセクシュアル・マイノリティの総称の一つとして使われますが、実際には多様な性のあり方の一部に過ぎず、一人一人がグラデーションのように多様です。

- L Lesbian(レズビアン) 性自認が女性で恋愛対象も女性である人
- G Gay(ゲイ) 性自認が男性で恋愛対象も男性である人
- B Bisexual(バイセクシュアル) 恋愛対象が女性にも男性にも向いている人
- T Transgender(トランスジェンダー) 体と性自認が一致せず、体の性に違和感を持つ人
- Q Queer(クエア) その他の性的マイノリティのことを総称する言葉 または Questioning(クエスチョニング)自分の性の在り方が定まっていない人、決めたくない人

③ 性の多様性の理解、啓発

誰もが生きやすい多様な生き方ができる社会の実現を目指して、性の多様性への社会的な理解が得られるように、積極的な啓発に努めるとともに、相談窓口等での周知も行っていきます。

また、令和4年4月に開始した「二宮町パートナーシップ宣誓制度」について、制度の浸透を図っていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
5	【再掲】 人権講演会、研修等の開催	セクシュアル・マイノリティへの差別をはじめとした様々な人権課題の解決に向けて、町主催の講演会や研修等を開催します。	地域政策課 生涯学習課
6	「パートナーシップ宣誓制度」の周知	「パートナーシップ宣誓制度」の周知を行い、町が「ALLY※(アライ)」であることを積極的に発信していきます。 ※LGBTQを支援する人、応援する人	地域政策課
7	セクシュアル・マイノリティへの理解促進・相談窓口の周知	広報紙・ホームページへの掲載や、リーフレット等を関係機関に配架をすることで、セクシュアル・マイノリティについて理解促進を図るとともに、相談窓口について周知を行います。	地域政策課
8	多様な性について配慮した情報発信や接遇	様々な媒体(広報紙やホームページ等)による情報発信、様々な場面において多様な性に配慮した接遇に努めます。	地域政策課 【全課】

◆「パートナーシップ宣誓制度」

悩みや生きづらさを抱えているLGBTQの方をはじめ、事実婚の方、同性・異性を問わず、互いが「人生のパートナー」であることを宣誓した二人に町が「宣誓書受領証カード」等を交付する制度です。

宣誓した方々が自分らしく生活できることを応援するとともに、多様性への理解が広がり、誰もが生きやすい多様な生き方ができる社会の実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓書受領証カード

宣誓日 年 月 日

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

第 号

年 月 日 二宮町長 印

町ホームページ



二宮町パートナーシップ宣誓制度

検索バーでご検索ください。



【施策3】 家庭生活・地域活動におけるジェンダー平等の促進



共働き世帯が増えている中で、女性も男性も同様に責任ややりがいを持ち、キャリアを重ねることを求める方がいる一方で、「子育てや家事等は女性の仕事、男性は外で働くもの」という固定的な性別役割分担意識を持つ方が多い傾向がいまだにあり、男性の家庭における家事、育児、介護等の時間はあまり増えていない現状があります。性別に関係なく、仕事も家庭も含め自分の人生を大切にするためには、お互いに家事、育児、介護等を分担し、責任を分かち合っていくことが大切です。

また、少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域との関わり方の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場でもあり、地域社会においてもジェンダー平等意識が重要となります。

一方で、地域における課題やニーズが多様化している中で、暮らしやすく活力ある地域社会を築くためには、行政だけではなく、あらゆる世代の町民が幅広い地域活動をしていくことも必要です。しかし、地域活動に携わっている女性が多いにもかかわらず、地域の意思決定過程に女性参画が進まないといった現状に対し、男女が平等な関係を構築し、男女がともに支え合う地域づくりを推進することが一層求められています。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
地区役員の女性割合	地域政策課	—	16.4%	25%	30%

④ 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

男女がともに多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、ジェンダー平等への意識啓発に努めるとともに、町が発信する広報媒体等については、ジェンダー平等の視点を持った適切な表現に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
9	意識改革のための情報発信	ジェンダー平等や多様な視点を持って、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、広く情報発信します。	地域政策課 【全課】
10	【再掲】 男女共同参画講演会等の開催	町主催の講演会や、町民団体の意見や企画を取り入れたフォーラム等を開催します。	地域政策課 生涯学習課

⑤ 男性の家事、育児、介護への参加促進

性別にかかわらず、ともに家事・育児・介護等を担うことができるよう、男性への情報提供や知識・技術の習得機会、交流の機会を提供していくことで、男性だけでなく家族全体で、家事、育児、介護を考えるきっかけづくりへとつなげていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
11	男性が参加しやすい講座等の実施	男性をターゲットにした、また、男性が参加しやすい家庭・育児・介護に関する講座等を実施します。	子育て・健康課 高齢介護課 生涯学習課
12	誰もが参加しやすい事業環境の整備	会議や講座・イベント等を休日・夜間に開催する、託児サービスを準備する等、誰もが参加しやすい環境を整備します。	地域政策課 【全課】

⑥ 地域社会への参画促進

地域力を高め、持続可能な社会を構築するためには、地域におけるジェンダー平等が欠かせません。地域社会における各種活動に、男女がともに主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に取り組みます。

No.	項 目	概 要	担当課
13	地区役員への女性登用促進	二宮町地区長連絡協議会にて、地域づくりにおける女性の視点、ジェンダー平等の重要性を周知し、地区長等の自治会役員への女性登用の促進を働きかけます。	地域政策課

【施策4】 働く場におけるジェンダー平等の促進



ライフスタイルや価値観が多様化した近年において、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を望む人は少なくありません。しかし、男性の長時間労働は、男性が家事や育児等に参加することや女性が就労を継続すること、意欲を持ちながら社会参画することを妨げているという実態があります。

また、長時間労働の削減、労働生産性の向上等といった働き方改革を進めることのほかに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用の促進や、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性について、関係機関と連携して周知を行っていくことが必要です。さらには、仕事と子育てを両立できる環境が不足していることから、正規雇用から非正規雇用へとキャリアを中断せざるを得ない「L字カーブ」※問題の解消が、職場における男女の平等な雇用と待遇の確保、すなわち、女性のエンパワーメント※の獲得へとつながっていきます。

働く場において、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組やジェンダー平等への取組が、役場のみならず事業者等においても推進されるよう支援を行います。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
町職員における男性の 育児休業取得率	総務課	11.1% (1名/9名)	0% (0名/9名)	50%	50%
町職員における男性の 配偶者出産休暇及び育 児参加休暇の取得率	総務課	配偶者出産休暇 88.9% (8名/9名)	配偶者出産休暇 66.7% (6名/9名)	配偶者出産休暇 100%	配偶者出産休暇 100%
		育児参加休暇 55.6% (5名/9名)	育児参加休暇 22.2% (2名/9名)	育児参加休暇 100%	育児参加休暇 100%
創業塾受講者数	産業振興課	9名	6名	8名	10名

◆「L字カーブ」・・・女性の正規雇用比率を年齢階層別にグラフで示したとき、多くが出産を経験する20代後半をピークに女性の正規雇用比率が低下していき、Lのような形になること。背景として、女性の働き方がフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化していること、仕事と子育てを両立できる環境が不足していること等が挙げられる。

◆「エンパワーメント」・・・自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力を身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画する等、力をつけること。

施策の方向

⑦ 「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組

町内事業所へのワーク・ライフ・バランス確保の重要性を周知するため、町がジェンダー平等のモデルとなるよう、役場における仕事と子育ての両立支援の取組等、率先行動を進めます。

No.	項 目	概 要	担当課
14	町職員における男性の育児休業等の取得促進	「出生時育児休業制度(産後パパ育休)」や「育児休業の分割取得」等を利用し、パートナーとして積極的に育児に参加できるよう、男性職員の柔軟な育児休業等の取得を促進します。	総務課
15	町職員の時間外勤務の縮減	週1回、定時退庁日(原則水曜日)を設定するとともに、管理職のマネジメント研修等を実施します。	総務課 【全課】
16	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	バランスのとれたライフスタイルへの転換を図った事例等を、国・県のパンフレット等を活用し紹介します。	産業振興課 地域政策課

⑧ 女性活躍の推進

女性の能力が十分に発揮できるよう、職業能力習得の機会の拡充につながる情報提供や、起業につながるノウハウ等に関する情報提供を行っていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
17	就業相談・支援	女性の就業における相談について、相談窓口を紹介するとともに、関連する情報を収集し、提供します。	産業振興課
18	女性の職業訓練・キャリアアップに関する情報提供	県等のパンフレット等の配架により情報提供を行います。	産業振興課 地域政策課
19	起業家支援	商工会と連携して創業塾を開催し、クラウドファンディング等、新しいニーズに合った起業に関する情報提供等を行うほか、創業支援事業計画を策定することで、事業者や町民等による起業を支援します。	産業振興課

【施策 5】 政策・方針決定過程における女性の参画促進



世界経済フォーラムが毎年発表する社会全体(経済・政治・教育・健康分野の合計)の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数※」において、令和4(2022)年の日本の順位は146か国中116位(令和3年は156か国中120位)と、先進7か国で最下位となっています。

この状況は町においても例外ではなく、ジェンダー平等の視点から政策・方針決定の場や各種審議会等への女性参画を推進するため、「ポジティブ・アクション※(積極的改善措置)」の推進や啓発を行ってきましたが、委員の選定基準に法的な定めのある審議会等が多くあるため、国の目標とする30%に達しない状況が続き、固定的性別役割分担意識やキャリア形成機会の男女間格差が未だ解消されておらず、政策・方針の立案、決定の場において女性の意見が十分に反映されていない状況が続いています。

町民の半数は女性であり、町の重要な政策・方針決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かした町民サービスにつなげることは、町民満足度の高い町づくりの実現につながります。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
町女性職員の管理職 への登用率	総務課	14.8%	17.5%	30%	30%
町審議会等への女性 委員登用率	地域政策課	24.2%	28.3%	35%	40%

◆「ジェンダーギャップ指数(GGI(Gender Gap Index))」…世界経済フォーラムが公表する各国における男女格差を測る指数。経済、政治、教育、健康の4つの分野からデータから作成され、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を示している。(令和4年指数:0.650)

◆「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」…一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な措置のこと。

⑨ 町職員における女性管理職登用の推進

町の政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性にも意思決定の場に進んで参画し、状況を変えていく力、エンパワーメントが求められています。身近なロールモデル※の発掘や職員の成長を支援する制度を検討する等、女性リーダーの育成を進め、女性の管理職への登用を推進します。

No.	項 目	概 要	担当課
20	町職員における女性管理職への積極的登用	女性活躍推進法における「特定事業主行動計画」に基づき、職員における女性職員の管理職※への登用を推進します。 ※主幹級以上	総務課

⑩ 審議会等における女性参画の推進

各審議会等における女性の参画を進めるとともに、様々な意見を反映できるよう積極的な女性の委員等の登用に取り組みます。

No.	項 目	概 要	担当課
21	町審議会等への女性委員の登用推進	「審議会等への女性の参画を推進するための方針」に基づき、女性登用を積極的に推進します。	地域政策課 【全課】

◆「ロールモデル」・・・「将来こうありたい」と目標にする存在であり、考え方や行動の模範となる理想的な人物のこと。

【施策6】 防災分野におけるジェンダー平等の促進



近年、大規模な自然災害が頻発しており、避難所の開設、運営、環境整備等といった災害対応において、女性の視点、ジェンダー平等の視点の必要性が注目されています。

災害時に、避難者が安心して生活を送ることができるようにするためには、平常時から、避難所での男女のニーズの違い、年齢や健康状態、障がいの有無によるニーズの違い、性自認や性的指向等の多様性への配慮の視点を取り入れていくことが重要になります。(参考:スフィア基準)

また、地域防災力の向上には地域住民の協働が必要であり、そうした観点から、地域防災の要となる自主防災組織への女性の参画、女性リーダー育成を積極的に促進していき、協力して活動できるような取組を進めていきます。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
防災会議における女性委員 割合	防災安全課	12.5%	8.3%	20%	30%
女性配備職員がいる広域避 難所の割合	防災安全課	0%	100%	100%	100%

コラム

「スフィア・ハンドブック」「スフィア基準」

1990年代、世界中で人道支援を実施した団体が集まり、自らの活動を振り返り、その反省から「Quality & Accountability(Q&A)支援の質とアカウンタビリティ」を指標、国際基準となる「スフィア基準」をまとめたハンドブックで、災害時等に支援現場で、人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野において最低限満たされるべき国際基準です。

スフィア基準は、「トイレは20人に1つ以上」「トイレは男女別で、男子:女子=1:3」「1人あたり3.5㎡を超える居住空間が必要」等、一人一人の尊厳を尊重し、その権利を保護したうえで、総合的な対応策をとる際の各支援者や個々人の意識・行動を目指しています。

避難所の質の向上をはじめ、被災者にとって安定した状況で尊厳をもって生存し回復するため、そして避難所での女性と男性のニーズの違いや避難所運営時のジェンダー平等の視点の参考となる国際基準となります。

施策の方向

⑪ ジェンダー平等に配慮した避難所等の運営

災害時において、男女のニーズの違い、女性や子どもの安全確保、プライバシーの確保等に十分配慮できるよう、ジェンダー平等、多様性への配慮等、様々な視点を取り入れた防災備蓄、避難所の運営を推進します。

No.	項 目	概 要	担当課
22	ジェンダー平等や様々な視点に配慮した防災対策	防災備蓄、避難所運営等に男女のニーズの違いやジェンダー平等、世代別や要配慮者等に配慮した防災対策を推進します。	防災安全課
23	町と関係機関におけるジェンダー平等の視点における防災体制の構築・推進	災害時等に県関係機関や様々な支援団体との連携を図るため、平常時からジェンダー平等の視点にたった防災体制の構築・推進を行います。	地域政策課 防災安全課

⑫ 自主防災組織への女性参画と女性リーダーの育成

地域の自主防災組織に女性役員や女性のリーダーがいることで、女性の視点がスムーズに取り入れられ、ジェンダー平等の視点を取り入れた災害時の避難所設置・運営のみならず、男女のニーズの違いや年齢の違いに配慮した防災用品の備蓄へとつながります。町では、自主防災組織への女性役員の登用をはじめ、女性リーダー育成の働きかけを行っていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
24	防災における女性の参画促進	自主防災組織への女性参画をはじめとする女性リーダー育成の働きかけ等の促進支援を行っていきます。	防災安全課
25	防災会議、防災指導員への女性登用の促進	防災・復興に係る意思決定の場である防災会議の委員、さらには地域防災体制を整備するための防災指導員の選出について、女性登用の促進を働きかけます。	防災安全課

【施策7】 多様な家庭の安心な暮らしの形成



社会的に弱い立場になり得る高齢者やひとり親家庭、ひきこもりの方、障がい者に加え、複合的に困難な状況に置かれている方は、それぞれの状況により必要な支援は異なります。誰もが安心して暮らせるよう、生活支援や環境整備を行い、一人一人の生活上の困りごとに寄り添う幅広い支援を行います。

また、社会全体で子育てや介護をともに担う意識づくりをはじめ、それをサポートする相談体制の充実も図りながら、安心して子どもを産み育てられる環境や介護負担の軽減に向けた体制整備を進めていくと同時に、子ども・高齢者・障がい者への虐待等の問題解消に向けた支援も推進していきます。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
町内保育園の待機児童数 (4月1日)	子育て・健康課	5 名	0 名	0 名	0 名
認知症サポーター養成講座 受講人数(延べ人数)	高齢介護課	2,225 人	3,660 人	4,860 人	5,860 人

⑬ 多様なニーズに対応した子育ての支援

子育てを社会的に支援するため、多様なライフスタイルに対応した保護者と子どもの様々なニーズに応えられる保育サービスや子育てサポートの充実を図ります。

No.	項 目	概 要	担当課
26	放課後児童対策の充実	学童保育や放課後子ども教室等、放課後の児童の居場所を確保します。	子育て・健康課 生涯学習課
27	「にのはぐ」を通した子育てサポート	妊娠から出産、子育てに関する支援・相談窓口である「子育て世代包括支援センターにのはぐ」にて、子育てのサポートを行います。	子育て・健康課
28	ファミリー・サポート・センターの周知と利用促進	まかせて会員の講習会を実施し、会員の増加と支援体制の充実に努めます。	子育て・健康課

⑭ 高齢者の暮らしの支援

高齢期において、一人一人が自分らしい生き方を自由に選択でき、いつまでも自立した生活を過ごせるよう相談・支援体制の充実に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
29	地域の支え合い体制の強化	「ことわらない相談窓口」や「二宮町地域包括支援センターなのはな」にて相談を受け付け、関係機関と連携し相談・支援体制の充実に努めます。	高齢介護課
30	多様な介護サービスの充実	介護における多様なニーズに応じた支援やサービスの検討を行うとともに、認知症や介護に関する悩み等を相談できる体制の充実に努めます。	高齢介護課

⑮ 多様な家庭への支援体制の整備

一人一人の置かれている状況によって必要な支援は異なります。援助を必要とする人やそれを支える人の負担を軽減する等、誰もが安心して暮らせる環境の整備、支援の充実を図ります。

No.	項 目	概 要	担当課
31	ひとり親家庭の自立支援	手当等の支給、保育所入所の優先措置等、ひとり親家庭に対する支援を充実します。	子育て・健康課
32	子育て支援ネットワークの充実	教育・保育施設、民生委員児童委員等と連携し、育児・児童虐待等の相談体制の充実を図ります。	子育て・健康課 教育総務課 福祉保険課
33	障がい児者の相談・支援体制	関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。	福祉保険課 教育総務課

【施策8】 心と身体の健康づくり支援



「人生100年時代」を見据えた際、生涯にわたって男女がともに社会に参画し続けられるよう、心と身体の健康を保つこともジェンダー平等社会の実現における重要な視点です。

一人一人が性や健康に関して正しい知識・情報を持ち、それぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し向上させていくことができるよう、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理の重要性を共有することが大切です。

また、女性はそれぞれのライフステージにおいて、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、男女差に配慮した健康の保持・増進のための取組を推進する必要があります。女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場(家庭、地域、職場、学校)を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが求められ、健康に関する理解と受診に向けた一層の取組が必要です。

男女がともに、生涯にわたる心身の健康を保持できるよう、各種健診や予防対策を充実させるとともに、健康増進への取組や支援、適切なサービスが受けられる体制整備や相談体制の強化に取り組むほか、スポーツ活動への参加を奨励する等、健康づくりへの支援を図ります。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
特定健康診査受診率	子育て・健康課	39.3%	32.8%	38%	43%
未病センター※利用者数(年間)	子育て・健康課	1,065 人	575 人	960 人	1,150 人

◆未病センターにのみや「健康づくりステーション」

県の認証を受け、二宮町民の健康づくり・未病改善を目的として開設しました。

未病センターでは、主に血圧や血管年齢、脳年齢等の項目について測定することができます。測定機器は6種類取り揃えており、町が配布する「健康度見える化手帳」に測定結果を記録することで、自分の健康状態を把握することができ、何度も利用することで健康状態の推移が分かりやすくなります。

場 所：二宮町保健センター1階(二宮町二宮 1410)

対象者：20歳以上の方

開設時間：平日(木曜日は除く)

9時～12時、13時～16時



施策の方向

⑩ ライフステージに応じた健康管理

女性の心身の健康に対応した相談体制を築いていくとともに、男性の相談にも応じられる体制づくりに取り組んでいきます。

No.	項 目	概 要	担当課
34	女性の心と身体についての理解促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、理解の促進を図るとともに、相談体制を整備します。	子育て・健康課
35	保健サービス推進事業	健康増進推進計画・食育推進計画及びデータヘルス計画に基づき、未病センターにのみや「健康づくりステーション」を中心として、病気の早期発見・治療及び生活習慣病の予防・改善に努めます。	子育て・健康課

⑪ 「人生100年時代」の生涯を通じた健康づくり

男女ともに、生涯にわたる心身の健康を保持し、健康で活力ある生活を送れるよう、生涯を通じた心身の健康づくりを充実させるための機会を提供し、健康増進を支援していきます。

No.	項 目	概 要	担当課
36	生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供	性別、年齢、就業や子育ての状況にかかわらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供します。	生涯学習課 子育て・健康課
37	男女の心身の健康相談の充実	男女が心身のバランスのとれた健康づくりが行えるよう健康相談の充実を図ります。	子育て・健康課

【施策9】 あらゆる暴力の根絶



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」をはじめとする法制度や行政側の取組、及びその体制整備により、暴力の根絶に向けてある程度の進展がみられますが、パートナーや子どもに対する暴力が、犯罪となる行為を含む「重大な人権侵害」とであるという認識が、未だ社会全般に浸透しているとは言えません。

また、DVやデートDV※においては、複合的な暴力が当事者間で発生し、潜在化しやすい傾向があり、周囲が気づかないうちに被害が深刻化する可能性があります。また、社会情勢の変化による生活不安・ストレスによる配偶者等からのDV被害の深刻化が全国的に指摘されています。

加えて、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、子ども・高齢者・障がい者への虐待等、男女とも被害を受け、肉体的・精神的に苦しんでいる状況があります。

特に、性犯罪・性暴力については誰にも相談できなかった事例や低年齢時の被害も多く、インターネットやSNSの急速な普及による新たな被害・問題も発生しています。

これらに対し、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強化するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通して被害の潜在化や深刻化を防止し、関係機関と連携して被害者の救済支援を進める必要があります。

今後、これまでも増してあらゆる暴力の根絶に向けて取り組み、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の方向の成果指標（数値目標）

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
DV やデート DV 防止に関する啓発、相談窓口の周知回数 (町ホームページ・町広報紙)	福祉保険課 地域政策課	—	3 回	6 回	12 回

◆「デートDV」・・・結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等の多様な暴力が含まれる。



「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)

内閣府は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、地方公共団体や関係機関と連携・協力し、女性に対する暴力問題に関する取組を強化して実施しています。

パープルリボンは、女性への暴力根絶を目指して、女性に対する暴力を許さない社会をつくろうとする運動の国際的なシンボルマークです。



施策の方向

⑱ 配偶者等からの暴力防止、DV被害者への支援

性別を問わず、DVやデートDVの被害は潜在化する傾向にあり、問題の解決をより困難にしています。相談支援施設についての情報発信をはじめ、関係機関と連携し、誰もが安心して相談できる体制づくりの充実に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
38	DV・デートDV未然防止のための啓発や情報発信	DVやデートDVを容認しない社会づくりに向け、広報紙やホームページ等による意識啓発を行います。	福祉保険課 地域政策課
39	DV被害者への相談支援施設の提供及び相談体制の充実	DV被害者に対し、相談支援施設についての情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	福祉保険課 地域政策課

⑲ あらゆるハラスメントの防止

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、さらにはマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、町職員等や町内事業者に対する啓発活動に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
40	ハラスメントに関する啓発・研修等の実施	町職員、教職員に対し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発・研修を行います。また、議員に対しては研修支援を行います。	総務課 教育総務課 議会事務局
41	事業者へのハラスメント未然防止のための啓発・情報提供	町内事業者を対象に、各種ハラスメントの防止に向けた取組や、相談体制の整備について啓発及び情報提供を行います。	産業振興課

⑳ 犯罪被害者等に対する支援

性犯罪や性暴力の根絶に向けて啓発活動を行うとともに、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに安心して相談を受けられるよう、相談窓口、相談支援機関の情報提供を行います。

No.	項 目	概 要	担当課
42	犯罪未然防止のための情報提供	性犯罪・暴力に関する知識を広めるとともに、性暴力被害に関する相談支援機関の周知を行います。	防災安全課

【施策 10】 プランの推進体制の整備、推進活動への支援



ジェンダー平等に関する施策は、行政の各分野や町民生活の様々な分野に及びます。そのため、国や県等との連携強化や情報収集に努めるとともに、近隣自治体との広域連携による交流や情報交換等により、効果的に施策の推進を図る必要があります。

そして、ジェンダー平等をさらに推進するためには、町民が自らの問題として捉え、活動することが基礎となり、地域で活動している団体や個人が、行政と対等にそれぞれの立場で情報を共有し、より効果的に力を発揮できる体制づくりが必要です。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
男女共同参画プラン市内連絡 会議における女性委員割合	地域政策課	38.8%	47.3%	50%	50%

施策の方向

② 施策の推進と管理の充実

行政として全庁的に施策に取り組み、町職員等がよりジェンダー平等に関する認識を高め、常にその視点を持って事業を遂行できるよう努めていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
43	プランの推進・管理	「二宮町男女共同参画プラン庁内連絡会議」により、プランの進行管理を行います。	地域政策課
44	町職員等へのジェンダー平等意識の啓発と研修	講座等を開催する際は、町職員、議員へ参加を呼びかけ、ジェンダー平等に関する認識を高めます。	地域政策課 議会事務局
45	調査・研究における性別データ収集の充実	アンケート調査等を実施する際、「男性・女性・その他」別といった性の多様性に配慮したうえで、データを収集し、集計します。	地域政策課 【全課】

② 町民、町民活動団体等への支援

町民活動団体等が持つ経験や専門知識等を活かせるよう、各団体と連携を図っていきます。

また、効果的に施策の推進に取り組むため、ジェンダー平等の視点に立って活動する団体を発掘し、団体相互のネットワーク化を図るとともに、その活動の拠点機能の整備として、情報交換や交流の場等を提供していきます。

No.	項 目	概 要	担当課
46	町民活動サポートセンターの機能拡充	ボランティア活動や町民活動情報の窓口を一元化し、ジェンダー平等の視点を持って、町民活動情報の受発信、支援を行います。	地域政策課
47	地域の町民活動団体等への支援	町民・事業者・団体等との連携や支援を行い、町民と町が協働してジェンダー平等施策の推進を図ります。	地域政策課
48	【再掲】 ジェンダー、男女共同参画に関する図書等の収集、 情報提供	図書館で、関係図書等を収集します。また、毎年6月「男女共同参画週間」の期間中においては、特設コーナーを設け、情報提供します。	生涯学習課 地域政策課

次の取組により、二宮町の男女共同参画、ジェンダー平等に関する各種取組を総合的かつ継続的に推進します。

◇「二宮町男女共同参画プラン庁内連絡会議」

全庁的な連携のもと、関係部課等相互の連絡調整をはじめ、プランの進捗状況や成果を把握し効果的な進行管理を図ります。また、職員のジェンダー平等意識の醸成を図ります。

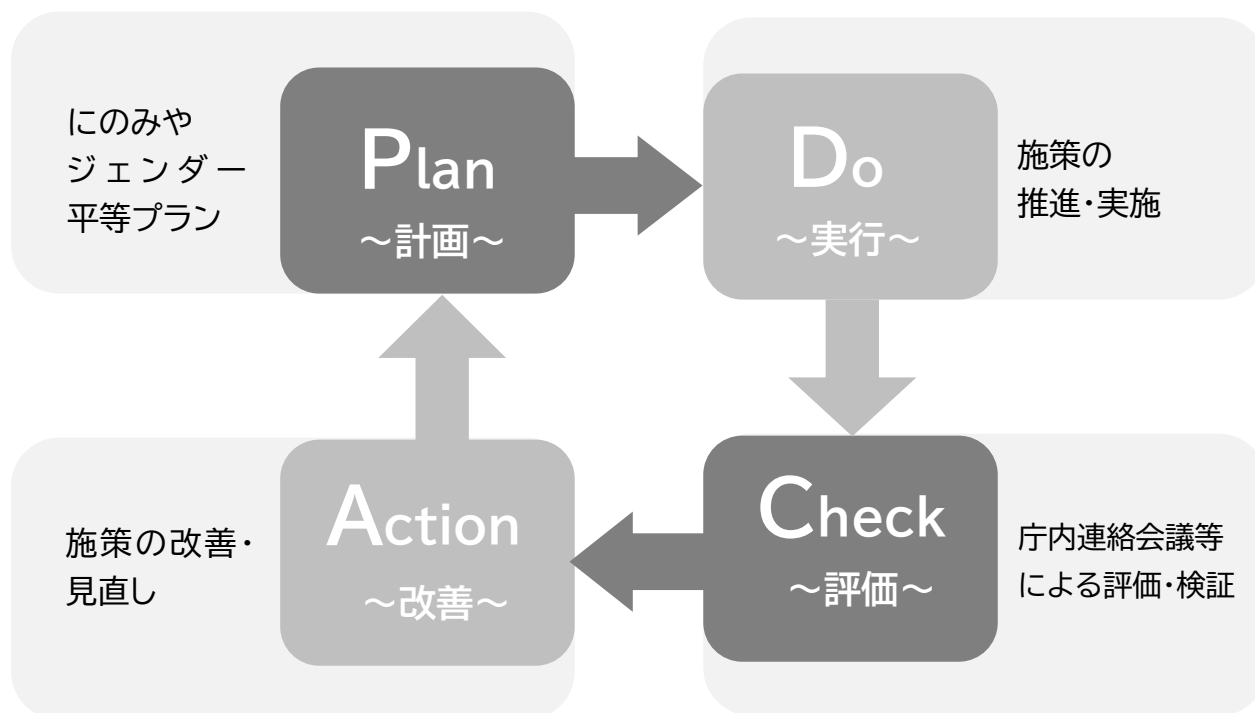
◇町民・事業者等との連携と協働

ジェンダー平等社会を実現するためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担うとともに、互いに連携・協力し合うことが不可欠であり、各々がジェンダー平等社会の実現を自らの問題として捉え、より身近なところから取り組んでいくことが重要です。

◇プランの進行管理

各種施策・取組の進捗状況を年度ごとに確認し、公表します。PDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理を行い、進捗状況の点検、評価を行います。

「PDCAサイクル」



1. 第3次二宮町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

任期: 令和3年8月30日～令和5年3月31日・敬称略

氏 名	所 属 団 体 等
岡野 敏彦（委員長）	町教育委員
夏目 雅子	神奈川県立かながわ男女共同参画センター
小林 照子	町民生委員児童委員協議会
帰山 訓	町地区長連絡協議会
谷本 喜代子（副委員長）	町人権擁護委員連絡協議会
片岡 宇一郎	町商工会
磯部 和美	町女性防災隊
遠藤 安芸子	町手をつなぐ育成会
小野寺 裕美	町 PTA 連絡協議会
吉澤 学	町社会福祉協議会
高見 利和	にのみや男女共同参画推進の会
加山 裕子	一般公募

（所属団体等は就任時による）

2. プラン策定経過

	月 日	内 容
令和 3 年 度	6月29日(火)	第1回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	7月6日(火)	政策会議 「男女共同参画に関する町民意識調査」の実施について
	7月26日(月)～ 8月16日(月)	「男女共同参画に関する町民意識調査」実施(1,000名)
	8月30日(月)	第1回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	10月7日(木)	第2回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	11月11日(木)	第2回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	12月7日(火)	政策会議 「(仮称)にのみやジェンダー平等プラン～第3次二宮町男 共同参画計画～」策定方針について

年 度	月 日	内 容
令和 3 年 度	1月24日(月)	議会全員協議会 「(仮称)にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～」策定方針について
	2月7日(月)	第3回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	3月15日(火)	第3回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
令和 4 年 度	6月17日(金)	第1回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	7月22日(金)	第1回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	8月9日(火)	第2回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	9月27日(火)	第2回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	10月18日(火)	第3回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	11月25日(金)	第3回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	12月6日(火)	政策会議 「にのみやジェンダー平等プラン(案) ～第3次二宮町男女共同参画計画～」について
	12月23日(金)	議会全員協議会 「にのみやジェンダー平等プラン(案) ～第3次二宮町男女共同参画計画～」について
	1月4日(水)～ 2月3日(金)	町民意見募集(パブリック・コメント)実施
	2月10(金)	第4回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	3月3日(金)	第4回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	3月15日(水)	政策会議 「にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～」について

3. 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

以下省略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日法律第 12 号

目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条・第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
第五章	雑則(第三十条—第三十三条)
第六章	罰則(第三十四条—第三十九条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。))が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。))にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。))を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。))については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。))が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、

第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)(の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)(の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。))をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。))を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。))を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この条において「市町村基本計画」という。))を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ

迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心や良心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者

から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ)
第6条1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～

発行日 令和5(2023)年3月

編集・発行 二宮町 政策部 地域政策課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-3313 FAX 0463-73-0134

E-mail: kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp